

## 現行の我が国法制における主な持株会社制度

法律	名称	定義	持株会社の業務範囲に関する規制
独占禁止法	持株会社	子会社(国内)の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が 50%を超える会社(9条4項1号)	なし
銀行法	銀行持株会社	銀行を子会社とする(独禁法上の)持株会社であって、内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は内閣総理大臣の認可を受けているもの(2条13項)	子会社の経営管理及びこれに附帯する業務に限定(52条の21)
保険業法	保険持株会社	保険会社を子会社とする(独禁法上の)持株会社であって、内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は内閣総理大臣の認可を受けているもの(2条16項)	子会社の経営管理及びこれに附帯する業務に限定(271条の21)
金融商品取引法	金融商品取引所持株会社	株式会社金融商品取引所を子会社とする株式会社であって、内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は内閣総理大臣の認可を受けているもの(2条18項)	子会社の経営管理及びこれに附帯する業務に限定(106条の23)
商品先物取引法	商品取引所持株会社	株式会社商品取引所を子会社とする株式会社であって、内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は内閣総理大臣の認可を受けているもの(2条11項)	子会社の経営管理及びこれに附帯する業務に限定(96条の36)
放送法	認定放送持株会社	二以上の基幹放送事業者をその子会社とし、若しくはしようとする事について総務大臣の認定を受けた会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする事について総務大臣の認定を受けて設立された会社(160条)	なし
(参考)			
金融商品取引法	指定親会社	特別金融商品取引業者の親会社であって、当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っている者等として内閣総理大臣の指定を受けた者(57条の12第3項)	なし